

『KHK/JAIMA S 0*** 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』
の制定に対するパブリックコメント（意見募集）の結果について

平成 30 年 3 月 26 日
高圧ガス規格委員会
委員長 木村 雄二

この度、高圧ガス規格委員会が作成を行っている『KHK/JAIMA S 0*** 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』についてパブリックコメントを実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集いたしました（募集期間：平成 30 年 2 月 6 日～平成 30 年 3 月 6 日）。

ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

今回寄せられたご意見及びそれらに対する考え方並びにその対応について、高圧ガス規格委員会において審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申し上げます。

1. 意見募集の結果

ご意見提出数：3 件

2. 対応結果

今回いただいたご意見及びご意見に対する考え方・対応内容を別添のとおり整理し、平成 30 年 3 月 8 日から平成 30 年 3 月 14 日まで高圧ガス規格委員会において書面（メール）による審議の結果、了承されました。

以上

問合先：

高圧ガス保安協会 高圧ガス部 岸川

TEL：03-3436-6103

FAX：03-3438-4163

e-mail：hpg@khk.or.jp

平成 30 年 3 月 26 日

『KHK/JAIMA S 0*** 超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準』（案）に寄せられた意見に対する対応

(注：ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その趣旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理 番号	提出されたご意見（理由の内容）	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	<p>超臨界流体抽出装置/クロマトグラフィーシステムに関する基準（案）を拝読させて頂きました。ユーザー側の立場として、特に修正する箇所等はないことを御報告させていただきます。</p> <p>当該装置が高圧ガス保安法の適用除外となることは、研究の加速およびユーザーの拡大という観点からは大変ありがたいです。一方で、今後、新規ユーザーが増えた場合は、SFC 研究会などを通じて今まで以上に SFE-SFC 装置を安全に運用するための啓蒙活動を実施していきたいと思いました。安全を確保する上で、分析機器メーカーの各種安全試験は必須であります。ユーザーの日頃の点検も同様に大切であると思えます。そういう意味で付属書 A に記載されている内容は重要なガイドラインだと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。</p>	
2	<p>P5（附属書 A）に記載のあるガイドラインについて</p> <p>ガイドラインの基本的な内容は、装置メーカー間で大きな違いの無い様に御願い致します。</p> <p>理由：複数のメーカーの装置を保有している場合、メーカー間で違いが大きいと使用者としては管理が煩雑になるため。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>運用に関するガイドラインに記載する事項については、できるだけ統一されるよう、附属書 A で具備すべき項目を規定しております。</p> <p>現在、業界団体において、ガイドラインの具体的な記載内容の検討が行われております。提出いただきましたご意見は業界団体にお伝えさせていただきます。</p>	
3	<p>今回制定された「超臨界流体抽出装置／クロマトグラフィーシステムに関する基準」は、我々ユーザーにとって装置を安全に運用するために非常に有用なものである。これを期に、超臨界流体抽出、超臨界流体クロマトグラフィーが一般的な技術として利用がさらに拡大し、それに伴い、分取などの大容量のシステムについても同様に高圧ガス保安法の適用除外となることを切に希望する。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。提出いただきましたご意見を所管省庁にお伝えさせていただきます。</p>	